

一宮監公表第12号

平成28年3月17日

一宮市監査委員	佐藤章次
一宮市監査委員	岸澤修
一宮市監査委員	森利明
一宮市監査委員	平松邦江

補助金等交付団体の監査結果報告に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に基づき、一宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により、その通知にかかる事項を次のとおり公表します。

補助金等交付団体の監査結果報告に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課
福祉こども部福祉課
(補助金等交付団体の名称 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会)
- 2 監査結果報告提出日及び公表日
平成 27 年 10 月 28 日 (監報告第 19 号、一宮監公表第 3 号)
- 3 措置通知受理日
平成 28 年 3 月 1 日
- 4 措置の内容
措置の内容は、以下のとおり

◎ 福祉課

指摘事項 (措置を要する事項)	措置状況
<p>(1) 補助金の対象事業のうち次の事業について、補助事業完了報告書の提出時の内容審査が不十分なので、改めて交付確定額が適当かどうかを点検し、必要に応じ、交付決定の取消し及び返還命令をされたい。</p> <p>ア ボランティアセンター活動事業のトピアフォローに係る補助金において、「みんなと一緒に福祉とボランティア活動展」で模擬店を出し、その材料代を全額補助対象経費として算定し補助金を交付していたにも関わらず、売り上げを一宮市社会福祉協議会の雑収入として計上していた。トピアフォローに係る補助金について、売り上げは補助対象経費から差し引いて算出されたい。</p>	<p>ア 総事業費 7,137,533 円から模擬店での収入額 311,510 円を差し引いた額 6,826,023 円に定率 (0.75×0.95) を乗じた額 4,863,541 円と交付済額 5,085,492 円との差額 221,951 円の返還を求め、11 月 25 日付で返還命令通知書を送付した。</p>

イ 法人運営事業の事務所管理費の補助対象経費の中に、事務費として交付申請及び交付決定されていた経費が含まれていた。事務所管理費に係る補助金について、事務費として交付決定された経費は補助対象経費から差し引いて算出されたい。

イ 防災服の 7,452 円は事務費として交付決定していますので、返還を求め、11 月 25 日付で返還命令通知書を送付した。

※平成 28 年 2 月 19 日付で 229,403 円の納付を確認。